

別添 2 - 4

オンライン又は光ディスク等による
請求に係る標準仕様（調剤用）

平成 22 年 4 月版

目 次

第1 基本的事項	1
第2 具体的事項	1
1 自動加算・自動算定事項	1
2 チェック事項	1
3 警報事項	4
4 算定ロジック事項	4
別表1（1調剤につき同時算定ができない調剤行為項目） 調剤報酬点数表（加算料）.....	5
別表2（6歳未満の乳幼児のみ算定できる調剤行為項目） 調剤報酬点数表（加算料）.....	6
別表3（算定回数が限定されている調剤行為項目） 調剤報酬点数表（薬学管理料）.....	6
別表4（レセプト単位に同時算定ができない調剤行為項目） 調剤報酬点数表（薬学管理料）.....	7
別表5（同時算定が必要な調剤行為項目） 調剤報酬点数表（薬学管理料）.....	7

第1 基本的事項

電子情報処理組織の使用による費用の請求（以下「オンラインによる請求」という。）に関して厚生労働大臣の定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣の定める規格、方式及び事項に係る標準仕様（調剤用）（以下「標準仕様」という。）の基本的事項は、次のとおりとする。

- 1 この標準仕様は、調剤の保険薬局を対象とするものであること。
- 2 ソフトウェアの内部処理コードは、オンラインによる請求又は光ディスク等に使用する調剤行為コード、医薬品コード、特定器材コード及びコメントコード（以下総称して「厚生労働省コード」という。）とすること。
なお、内部処理コードとして、厚生労働省コードを使用しない場合は、厚生労働省コードと1対1で直結する方を講ずること。
- 3 オンラインによる請求又は光ディスク等に係る記録条件は、厚生労働大臣の定めるオンラインによる請求又は光ディスク等に係る記録条件仕様によること。

第2 具体的事項

標準仕様の具体的事項は、次のとおりであること。

1 自動加算・自動算定事項

次表の項目欄に掲げる事項については、自動算定内容欄に掲げる事項が適正に算定されていること。

項目	自動算定内容	備考
調剤料	・麻薬加算、向精神薬加算、覚せい剤原料加算、毒薬加算及び後発医薬品調剤加算	
調剤基本料	・基準調剤加算1、基準調剤加算2、後発医薬品調剤体制加算1、後発医薬品調剤体制加算2及び後発医薬品調剤体制加算3	

2 チェック事項

次表の項目欄に掲げる事項については、チェック内容欄に掲げる事項についての相関及び単独のチェックが行われていること。

項目	チェック内容	備考
保険薬局の所在地及び名称	・保険薬局名称にJIS規格外の外字を入力 ・電話番号の入力もれ ・麻薬を調剤した場合の麻薬小売業の免許番号の入力もれ	・外字についてはカタカナ入力

項目	チェック内容	備考
資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暦年、暦月以外の調剤年月を入力 ・ 保険者番号、公費負担者番号等の入力もれ ・ 保険者番号、公費負担者番号等のCDによる確認 ・ 被保険者証等の「記号・番号」の入力 ・ 被保険者証等にJIS規格外の外字を入力 ・ 公費負担医療の受給者番号の入力もれ ・ 氏名、男女区分及び生年月日の入力もれ ・ 後期高齢者医療受給対象者の年齢が65歳未満 ・ 医療保険本人の年齢が15歳未満 ・ 高齢受給者の年齢が70歳未満又は75歳以上 ・ 未就学者の年齢が7歳以上又は6歳で調剤年月が当該患者の6歳の誕生日(4月1日生まれの場合はその前日の3月31日で判定)以後の最初の3月31日以降 ・ 氏名にJIS規格外の外字を入力 ・ 暦年、暦月、暦日以外の生年月日を入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「記号」及び「番号」をそれぞれ「記号部」及び「番号部」に入力 ・ 丸付き外字についてはカッコに置き換えて入力 ・ 医療観察法受給対象者を除く ・ 外字についてはカタカナ入力
保険医療機関の所在地及び名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関の所在地、名称、都道府県番号、点数表番号及び医療機関コードの入力もれ(注) ・ JIS規格外の外字を入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処方せんの発行がない場合を除く (注) 平成22年9月30日までに発行された処方せんについては、都道府県番号、点数表番号及び医療機関コードの入力を省略することができる ・ 外字についてはカタカナ入力
保険医氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医氏名の入力もれ ・ JIS規格外の外字を入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同月に記載すべき処方がない明細書を除く ・ 外字についてはカタカナ入力
受付回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付回数の入力もれ 	
処方月日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処方月日の入力もれ ・ 暦年、暦月、暦日以外の処方月日を入力 	
調剤月日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調剤月日の入力もれ ・ 暦年、暦月、暦日以外の調剤月日を入力 ・ 調剤年月以外の調剤月日を入力 ・ 処方月日より前の調剤月日を入力 	

項目	チェック内容	備考
処方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剤形、用法の入力もれ ・ 用法特別指示に J I S 規格外の外字を入力 ・ 薬価基準収載外医薬品（期限切れ経過措置医薬品を含む。） ・ 医薬品、特定保険医療材料の入力がある場合の使用量（錠数、本数等）の入力もれ ・ 特定保険医療材料の名称、単位及び単価の入力もれ ・ 特定保険医療材料の名称を J I S 規格外の外字で入力 ・ 特定保険医療材料のみの算定でなく、注射薬も算定していることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外字についてはカタカナ入力 ・ コメント入力しているもの及びマスターに設定のないもの ・ 外字についてはカタカナ入力
調剤数量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調剤数量の入力もれ 	
加算料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 併せて算定できない加算料の確認 ・ 6歳未満の乳幼児のみ算定できる加算料の確認 ・ 当該剤形で算定できない加算料の確認 	<ul style="list-style-type: none"> （別表1参照） （別表2参照）
薬学管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一月に算定回数が限定されている薬学管理料の確認 ・ 同一月に併せて算定できない薬学管理料の確認 ・ 加算の対象となる薬学管理料を算定していることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> （別表3参照） （別表4参照） （別表5参照）
時間外等加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日加算と算定日（暦の休日）の照合確認 ・ 重複して算定していないことの確認 ・ 加算できる基礎額の確認 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外加算、時間外加算の特例、休日加算及び深夜加算を算定した場合の算定事由の入力もれ ・ 内服薬を別剤とした場合の理由の入力もれ ・ コメント及び摘要欄の文字データに J I S 規格外の外字を入力 ・ 一包化加算の算定対象となる剤の場合の一包化日数の入力もれ ・ 剤形と算定区分の照合確認 ・ 分割調剤を行なった場合の分割区分及び分割調剤種類の入力もれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外字についてはカタカナ入力

3 警報事項

次表の項目欄に掲げる事項については、警報内容欄に掲げる事項について確認し、必要な警報が発せられること。

項目	警報内容	備考
資格	・ 受給者番号のCDによる確認	・ 医療観察法受給対象者を除く
受付回数	・ 受付回数が「0」の場合の確認	
調剤月日	・ 調剤月日が処方月日から4日を超えていないことの確認	・ 分割調剤の2回目以降を除く

4 算定ロジック事項

次表の項目欄に掲げる事項の算定に当っては、算定ロジック内容欄に掲げる事項により算定されていること。

項目	算定ロジック内容	備考
算定可能な剤数（調剤数）の制限	調剤料 ・ 内服薬、浸煎薬及び湯薬については1回の処方につき合わせて3剤（調剤）まで算定 ・ 屯服薬は剤数にかかわらず1回の処方につき所定点数を算定 ・ 注射薬は調剤数にかかわらず1回の処方につき所定点数を算定 ・ 外用薬は1回の処方につき3調剤まで算定	

別表 1

1 調剤につき同時算定ができない調剤行為項目

調剤報酬点数表（加算料）

調剤行為コード	調剤行為項目
430003170	嚥下困難者用製剤加算
430004570	自家製剤加算、内服薬（錠剤等）
430001070	自家製剤加算、屯服薬（錠剤等）
430001370	自家製剤加算、内服・屯服（錠剤等）（特別乳幼児用製剤）
430004670	自家製剤加算、予製剤、内服（錠剤等）
430001970	自家製剤加算、予製剤、屯服（錠剤等）
430002270	自家製剤加算、予製剤、内服・屯服（錠剤等）（特別乳幼児用製剤）
430003370	計量混合調剤加算（散剤又は顆粒剤）（特別乳幼児用製剤）
430002870	計量混合調剤加算（散剤又は顆粒剤）
430003870	計量混合調剤加算、予製剤（散剤又は顆粒剤）（特別乳幼児用製剤）
430002970	計量混合調剤加算、予製剤（散剤又は顆粒剤）
430004770	一包化加算
430001270	自家製剤加算、内服・屯服（液剤）
430001570	自家製剤加算、内服・屯服（液剤）（特別乳幼児用製剤）
430002170	自家製剤加算、予製剤、内服・屯服（液剤）
430002470	自家製剤加算、予製剤、内服・屯服（液剤）（特別乳幼児用製剤）
430003270	計量混合調剤加算（液剤）（特別乳幼児用製剤）
430003570	計量混合調剤加算（液剤）
430003770	計量混合調剤加算、予製剤（液剤）（特別乳幼児用製剤）
430004070	計量混合調剤加算、予製剤（液剤）
430001670	自家製剤加算、外用薬（錠剤等）
430002570	自家製剤加算、予製剤、外用薬（錠剤等）
430003470	計量混合調剤加算（軟・硬膏剤）（特別乳幼児用製剤）
430003670	計量混合調剤加算（軟・硬膏剤）
430003970	計量混合調剤加算、予製剤（軟・硬膏剤）（特別乳幼児用製剤）
430004170	計量混合調剤加算、予製剤（軟・硬膏剤）
430000270	麻薬加算
430000370	向精神薬加算
430000470	覚せい剤原料加算
430000570	毒薬加算

別表 2

6歳未満の乳幼児のみ算定できる調剤行為項目

調剤報酬点数表（加算料）

調剤行為コード	調剤行為項目
430001370	自家製剤加算、内服・屯服（錠剤等）（特別乳幼児用製剤）
430001570	自家製剤加算、内服・屯服（液剤）（特別乳幼児用製剤）
430002270	自家製剤加算、予製剤、内服・屯服（錠剤等）（特別乳幼児用製剤）
430002470	自家製剤加算、予製剤、内服・屯服（液剤）（特別乳幼児用製剤）
430003270	計量混合調剤加算（液剤）（特別乳幼児用製剤）
430003370	計量混合調剤加算（散剤又は顆粒剤）（特別乳幼児用製剤）
430003470	計量混合調剤加算（軟・硬膏剤）（特別乳幼児用製剤）
430003770	計量混合調剤加算、予製剤（液剤）（特別乳幼児用製剤）
430003870	計量混合調剤加算、予製剤（散剤又は顆粒剤）（特別乳幼児用製剤）
430003970	計量混合調剤加算、予製剤（軟・硬膏剤）（特別乳幼児用製剤）

別表 3

算定回数が限定されている調剤行為項目

調剤報酬点数表（薬学管理料）

調剤行為コード	調剤行為項目	備考
440000810	在宅患者訪問薬剤管理指導料（同一建物居住者以外）	月4回を限度
440001510	在宅患者訪問薬剤管理指導料（同一建物居住者）	月4回を限度
440000970	麻薬管理指導加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料）	月4回を限度
440001910	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	月4回を限度
440002070	麻薬管理指導加算（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料）	月4回を限度
440002110	在宅患者緊急時等共同指導料	月2回を限度
440002270	麻薬管理指導加算（在宅患者緊急時等共同指導料）	月2回を限度
440002310	退院時共同指導料	月2回を限度
440000470	服薬情報提供料	月1回を限度
440001770	服薬指導情報提供加算	月1回を限度

別表 4

レセプト単位に同時算定ができない調剤行為項目

調剤報酬点数表（薬学管理料）

調剤行為コード	調剤行為項目	調剤行為コード	調剤行為項目
		440000110	薬剤服用歴管理指導料(臨時投与等を除く)
		440001170	麻薬管理指導加算 (薬剤服用歴管理指導料)
		440000370	重複投薬・相互作用防止加算(処方変更あり、薬剤服用歴管理指導料)
440000810	在宅患者訪問薬剤管理指導料(同一建物居住者以外)	440001270	重複投薬・相互作用防止加算(処方変更なし、薬剤服用歴管理指導料)
440001510	在宅患者訪問薬剤管理指導料(同一建物居住者)	440002970	特定薬剤管理指導加算
440000970	麻薬管理指導加算 (在宅患者訪問薬剤管理指導料)	440000510	薬剤情報提供料
		440001310	長期投薬情報提供料1
		440000710	長期投薬情報提供料2
		440001410	後発医薬品情報提供料
		440001610	調剤情報提供料
		440000470	服薬情報提供料
		440001770	服薬指導情報提供加算
		440001810	外来服薬支援料

別表 5

同時算定が必要な調剤行為項目

調剤報酬点数表（薬学管理料）

調剤行為コード	調剤行為項目	調剤行為コード	調剤行為項目
440001170	麻薬管理指導加算 (薬剤服用歴管理指導料)	440000110	薬剤服用歴管理指導料
440000370	重複投薬・相互作用防止加算(処方変更あり、薬剤服用歴管理指導料)		
440001270	重複投薬・相互作用防止加算(処方変更なし、薬剤服用歴管理指導料)		
440002970	特定薬剤管理指導加算		
440000970	麻薬管理指導加算 (在宅患者訪問薬剤管理指導料)	440000810	在宅患者訪問薬剤管理指導料(同一建物居住者以外)
		440001510	在宅患者訪問薬剤管理指導料(同一建物居住者)
440001770	服薬指導情報提供加算	440000470	服薬情報提供料
440002070	麻薬管理指導加算 (在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料)	440001910	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
440002270	麻薬管理指導加算 (在宅患者緊急時等共同指導料)	440002110	在宅患者緊急時等共同指導料